

| 管理コード | 要項事項(事項名) | 該当法令等 | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各府省庁からの提案に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 | 再々検討要請 | 提案主体からの再意見 | プロジェクト名 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係府省庁 |
|--------|---|---|---|---|---|-------|-------|---|-------|-----------|-------------|-------------|---|--------|----------------------------|--------------------------------|----------------|-------|-------------|
| 080010 | 学校の副校長等の必要職務の廃止 | 学校教育法第27条第2項、同条第5項、第27条第2項、同条第5項、第49条、第62条、第70条、第82条 | 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校には、設置者の判断で副校長を置くことができる。(※「置かないこととする」ではない。) | 幼稚園の副園長や学校の副校長の必要職務を廃止する。これにより、幼稚園の副園長や学校の副校長は、幼稚園や学校の設置運営主体の判断で、置かないことも可能とする。(※「置かないこととする」ではない。) | 幼稚園の副園長や学校の副校長を置かなければならないことになっているが、幼稚園や学校の設置運営主体の判断で、置かないことも可能とする。(※「置かないこととする」ではない。) | D | - | 幼稚園の副園長及び小学校等の副校長については、置かないことができるため、現行規定により対応可能である。 | | | D | - | | | | 1 0 5 0 1 0 | 教育改革の会 | 東京都 | 文部科学省 |
| 080020 | 優れた知識と技能を有する社会人を教員として迎え入れるための免許状である「特別免許状制度」における効力の拡大 | 教育職員免許法第9条第2項 | 教育職員免許法第9条第2項により、特別免許状は、授与した授与権者の置かれる都道府県教育委員会においてのみ有効である。 | 現在、授与された都道府県のみで有効であるが、全国に拡大する。 | 現在、学校卒業後のフリーターが増加し、学生の勤労観や職業観の育成が緊急の課題とされている。中学・高校の教育現場でも、学生進路に経済を広く認識してもらい、経済活動の中で自身の職業観や将来の夢などを形成するためのカリキュラムを取り入れる必要があるのではないかと考える。 | C | I | 特別免許状は、優れた知識経験等を有する社会人を任命・雇用しようとする者からの推薦に基づき、授与権者たる各都道府県教育委員会が行う教育職員検定により、免許状の内容すべてについて教授しうる専門性を有する者に授与される免許状であり、 ①地域や学校の実情等に応じて、学校教育の効果的な実施に必要がある場合に授与される免許状であること。 ②各都道府県教育委員会の実施する教育職員検定により、授与するものであることから、その効力は当該都道府県に限定される。 なお、特別免許状は、一の都道府県のみしか授与されないなどの規定はないため、あらためて他の都道府県で授与を受けることは可能であり、ある県で特別免許状の授与を受けて勤務された後、他県でも特別免許状の授与を受けて勤務することも可能です。 | | | C | I | | | 1 0 9 9 3 0 | 株式会社バソナグ ループ シヤドーキャ ビネット | 兵庫県 | 文部科学省 | |
| 080030 | 優れた知識と技能を有する社会人を教員として迎え入れるための免許状である「特別免許状制度」における授与条件の緩和 | 教育職員免許法第6条第1項 | 教育職員免許法第6条第2項に、特別免許状は、教育職員検定により授与すると規定しており、同法第6条第1項に、教育職員検定は、人物・学力・実務及び身体について、授与権者たる都道府県教育委員会が行うと規定しています。 | 授与要件として必須条件である、「学士の学位」を免除する。 | その為により上記教育の推進を図る人材として、民間経験がある社会人を専門教員として任用、その採用にあたっては、「特別免許状制度」により採用されることとなるが、より幅広く優秀な人材を安定的に確保するためには、授与要件を緩和することが必要と考える。採用要件としての「学士の学位」保持を免除することで、経験実績を優先した人材の確保が期待できる。 | D | - | 平成14年の教育職員免許法改正により、特別免許状の授与要件から「学士の学位」は撤廃されたが、提案の趣旨は、現行の規定で対応可能である。 | | | D | - | | | 1 0 9 9 5 0 | 株式会社バソナグ ループ シヤドーキャ ビネット | 兵庫県 | 文部科学省 | |
| 080040 | 幼稚園設置基準の緩和 | 教育職員免許法第3条第1項、幼稚園設置基準第5条第1項 | 幼稚園設置基準第5条第1項により、幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主任教諭、指導教諭又は教諭を一人置かなければならないと定めています。 | 幼稚園を設置する際に必要な幼稚園教諭免許に準じた資格を所有している者を対象とする | 現在、認定幼稚園の教員は幼稚園教諭有資格者と定義されています。一方、日本全国に約300校あるPreSchool(英語幼児指導施設、平均30名として約10,000人の児童がいと予想される)では海外の幼児指導有資格者は多数から認定はされませんが、諸外国の幼児指導有資格者に対して日本の幼稚園教諭資格と比較しては認められるべきと提案させていただきます | C | I | 幼稚園設置基準において、幼稚園には園長のほか各学級ごとに少なくとも専任の主任教諭、指導教諭又は教諭を一人置かなければならないと定めており、教諭等の教育職員については、教育職員免許法において教育職員は同法により授与する相当の免許状を有する者でなければならないと規定しています。その目的は、教員の専門的能力において客観的、統一基準を明らかにし、その資質の保持及び向上を図るためです。 免許状の授与要件は各国によって異なることから、外国で授与された免許状を我が国において授与された幼稚園教諭免許状に相当する免許状を有する者、②外国の学校を卒業若しくは修了した者、は各都道府県教育委員会が行う教育職員検定を受けることにより、幼稚園教諭免許状の授与を受けることが可能です。 | | | C | I | 御回答通りまた、各都道府県教育委員会が行う教育職員検定を受けることとなりますが、卒業要件に違いを併せし、回答を伺ったところ(添付資料を参照ください)、外国で取得した免許状と日本の幼稚園教諭免許状との比較は、外国で取得した免許状と日本の幼稚園教諭免許状との比較は、外国で取得した免許状と日本の幼稚園教諭免許状の授与が一律に困難であることと併せて、外国での免許状を取得している幼稚園教諭が認定されるための措置の検討をお願いいたします。 | | | 1 0 7 4 1 0 | 佐倉市国際 化教育特区 | 千葉県 | 文部科学省 |
| 080050 | 幼稚園設置における用地の借用の容易 | 幼稚園設置基準(昭和11年文部省令第32号)第12条、平成19年3月28日付文科第706号文部科学省初等中等教育局長・高等教育局長部長通知 | 幼稚園は、「特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校の敷地及び校舎を借用することが教育局長・高等教育局長部長通知 | 用地を借用し、幼稚園を設置する | 過去においてPreSchoolは狭の延長と言った認識が一般に認知されており、当然のことながら補助対象の児童託児施設としての社会的地位はありません。当校では、児童を長時間預かる施設として園庭は必須と考案約600坪もの園庭がありますが、全国でも非常に珍しい園庭付PreSchoolです。園庭は全て自己資金で確保してはならず、大規模での新築費は社会的地位から見ても困難であった。全園300坪の内訳は、Schoolビルの一室やマンション内で閉鎖し、一日の5～6時間を園庭はそこで過ごすの特典ではあってはならない状況です)認定幼稚園自己所有の土地であることが定められていますが、園庭が必要であると判断し、自己所有の土地で設置する事は補助対象外であることから非常に困難です。借用地での設置許可を提案致します | D | - | 校地・校舎の借用に関しては、平成15年より「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業」として構造改革特別区域における特例措置を認めてまいりましたが、平成19年に「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について」(平成19年3月29日付文部科学省初等中等教育局長・高等教育局長部長通知)により当該特例措置が全国展開されました。幼稚園の設置認可にあたっては、当該通知を踏まえた弾力的な取扱いが可能となります。 | | | D | - | | | 1 0 7 4 2 0 | 佐倉市国際 化教育特区 | 千葉県 | 文部科学省 | |

